

監査報告書

私たち監事は、私立学校法第52条及び学校法人日本社会事業大学寄付行為第29条の規定に基づき、学校法人日本社会事業大学の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況、並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

1、監査の方法及びその内容

私たちは、監査にあたり、理事会、評議員会その他の重要な会議に出席し、理事からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、理事、職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努め、重要な決裁書類等を閲覧し業務及び財産の状況を調査しました。加えて、学校法人の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備及び運用の状況について、理事及び職員等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人から会計監査に当たっての内部統制の整備、運用状況及び会計監査の結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

2、監査結果

（1）事業報告書等の監査結果

事業報告書及び附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、学校法人の状況を正しく示しているものと認めます。

理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

内部統制に関する規程は整備・運用されているものと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

令和8年5月22日

監事

清水 至

監事

関 仁 典 子